

下関市新型コロナウイルスワクチン接種(個別接種促進)支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進めるため、令和2年10月23日健発1023第3号通知の別紙「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱(令和5年8月15日改正)」に基づき、新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する診療所の接種回数の増加を図る取組として、予算の範囲内において交付する下関市新型コロナウイルスワクチン接種(個別接種促進)支援金(以下「支援金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の対象となる診療所は、次に掲げる対象期間のいずれか又は全てにおいて、週100回以上の接種を4週間以上行った診療所とする。ただし、診療所は、対象期間内のそれぞれの週のうち、少なくとも1日は時間外、夜間又は休日に接種体制を用意していなければならない。

- (1) 令和5年5月1日から7月2日まで
- (2) 令和5年7月3日から8月31日まで
- (3) 令和5年9月4日から11月5日まで
- (4) 令和5年11月6日から12月31日まで

(交付額)

第3条 支援金の交付額は、前条各号の対象期間ごとに、当該期間内の週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数1回当たり2,000円を乗じて得た額とする。

(支援金の交付申請及び実績報告)

第4条 支援金の交付を申請する診療所は、第2条各号の対象期間ごとに、当該期間の最終日より31日を経過した日までに、下関市新型コロナウイルスワクチン接種(個別接種促進)支援金申請書(様式第1号)に、次に掲げる必要書類を添付し市長に申請する。

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類等

(支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、支援金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において支援金の交付決定をするものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、支援金の交付決定を行う場合において、当該支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、第5条の規定により支援金の交付を決定したときは、下関市新型コ

コロナウイルスワクチン接種(個別接種促進)支援金交付決定通知書(様式第3号)により、申請した診療所に通知する。

(支援金の交付請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた診療所は、支援金の交付を受けようとするときは、個別接種促進のための支援事業に係る請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、診療所に当該請求額を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、支援金を受けた診療所が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為によって支援金の交付を受けたと認められるとき。

(2) 支援金の交付に当たり付した条件に違反したと認められるとき。

(3) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に支援金を交付しているときは、当該支援金を交付した診療所に対し期限を定めてその返還を命ずる。

(指導監督)

第11条 市長は、支援金の交付に関する事項について、必要に応じて検査をし、診療所に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和5年度以前の予算に係る支援金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

令和 年 月 日

（宛先）下関市長

申請者	住所
	氏名
	電話番号
	FAX番号
	（担当者名）

下関市新型コロナウイルスワクチン接種（個別接種促進）支援金
交付申請書（令和 年 月 日から 月 日まで）

標記支援金について、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（様式第2号）
- 3 その他参考となる資料

様式第2号（第4条関係）

医療機関等名称

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

※本様式において「時間外等」は、時間外の他に、夜間・休日を指す。

	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の 接種回数	週の 回数区分	週のうち、時 間外等の接種 体制の実施	要件達成	備考
	/	/	/	/	/	/	/					
時間外等の接種体制の有無												
接種回数（予診のみを含めない。）												
	/	/	/	/	/	/	/					
時間外等の接種体制の有無												
接種回数（予診のみを含めない。）												
	/	/	/	/	/	/	/					
時間外等の接種体制の有無												
接種回数（予診のみを含めない。）												
	/	/	/	/	/	/	/					
時間外等の接種体制の有無												
接種回数（予診のみを含めない。）												
	/	/	/	/	/	/	/					
時間外等の接種体制の有無												
接種回数（予診のみを含めない。）												
	/	/	/	/	/	/	/					
時間外等の接種体制の有無												
接種回数（予診のみを含めない。）												
	/	/	/	/	/	/	/					
時間外等の接種体制の有無												
接種回数（予診のみを含めない。）												

接種回数計（予診のみを含めない。）

要件を達成した週

（支援対象であるか確認するため、該当する項目にレ点を記入してください。）

本報告書の「接種回数（予診のみを含めない。）」に集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は含まれない。

上記が事実と相違ないことを証明する。

印

下健第 号
令和 年(年) 月 日

様

下関市長



下関市新型コロナウイルスワクチン接種（個別接種促進）支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました下関市新型コロナウイルスワクチン接種（個別接種促進）支援金（以下「支援金」という。）については、次のとおり決定したので、下関市新型コロナウイルスワクチン接種（個別接種促進）支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 支援金の交付の対象となる事業は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について（令和5年4月28日健発0428第7号厚生労働省健康局長通知）による「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」の4の下関市が補助する事業であり、その内容は、令和 年 月 日付け下関市新型コロナウイルスワクチン接種（個別接種促進）支援金交付申請書（様式第1号）記載のとおりである。
- 2 支援金の交付額は、次のとおりである。

対象期間	支援金の交付額
令和 年 月 日～ 月 日	_____ 円

- 3 交付方法

個別接種促進のための支援事業に係る請求書（様式第4号）記載の口座へ振込

年 月 日

（宛先）下関市長

医療機関等名称

申請者氏名

電話番号

個別接種促進のための支援事業に係る請求書

令和 年 月 日から 月 日までの期間において、新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（様式第2号）のとおりコロナウイルスワクチンの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額

内訳

令和 年 月 日から 月 日までの間

100回以上接種した取扱いとする週*

（4週以上で、該当する週の接種について接種1回あたり2,000円）

* 週のうち少なくとも1日は時間外、夜間又は休日における接種体制を要する。

Table with 6 columns: 接種回数 (予診のみを含めない。), 週の回数区分, 週のうち、時間外等の接種体制の実施, 要件達成, 週100回以上接種単価 2,000円/回. Rows include weekly entries from 月 日の週 to 月 日の週, and a final 合計 row.

（参考）標榜する診療時間

Table for 標榜する診療時間 with columns for 日, 月, 火, 水, 木, 金, 土, and 備考.

振込先

Table for 振込先 with columns for 金融機関コード, 金融機関名, 預金種別, フリガナ, 口座名義人, 支店コード, 支店名, 口座番号.